

しまねろうふく



写真：県指定の天然記念物「金谷城山桜」

今月号の目次

私の職場・ふるさと紹介	2
第36回西部労福協 定期総会報告	3
消費者高金利被害～その根絶に向けて(2)	4
「ろうきんNPO寄付システム」スタート	5
島根県生活協同組合だより	6
全労済・「生活保障設計運動」	7
ローンの基礎知識	8
県労福協活動日誌	8

益田地区労福協



益田地区

労福協とは

労働者福祉協議会の略称。この協議会は労働者福祉活動を総合的に推進し、構成団体間における福祉活動の連絡調整を図るとともに、関係事業団体の育成と強化、並びに労働者福祉全般について啓発、教育、宣伝活動を行い、労働者福祉の推進を図ることを目的に活動する任意団体です。

私の職場・

ふるさと紹介

UIゼンセン同盟

島根中井工業労働組合

副組合長 野村

勇

島根中井工業株式会社は、島根県西部の益田市美都町にあります。昭和45年に美都町の誘致企業として、操業



島根中井工業(株)

を開始しました。当時は、金糸・銀糸といった装飾関係を中心に生産しており、社名も、中井金糸工業(株)と言っていました。以来30数年経ち、社会情勢の変化と共に生産品種も様変わりし、金糸・銀糸の需要は激減し、撤退を余儀なくされました。現在は、工場内にクリーンルームを新設したり、最新鋭の印刷機械を導入して、多機能コーティングをメインにIT分野にも進出しています。この秋には、益田市ファクトリーパーク内に第3工場の建設を予定しています。11月の操業開始に向けて、人材育成に取り組んでいるところ。最近、多くの若者が入社しており、社内は活気に満ち溢れています。

普段の運動不足の解消のために、グランドゴルフ大会や、ボウリング大会を開催しています。毎回組合員の9割以上の参加があります。若者層が増えてきているので、それに合った企画を、と考えているところです。あとは、連合や労協の関連行事へ参加しています。美都町のPRをすこし…わが町「美都町」は、その名の通り「美しい都」という言葉がピッタリの静かな山里です。「ゆずと桜と温泉の里」をキャッチフレーズにしています。ゆずの生産量は県内で、その加工商品は豊富で、バラエティーに富んでいます。その中でも一番のお薦めは、暖かくなるこ



美都温泉

れからの季節にピッタリの柚下リンク「ゆずっ子」です。そのさわやかで、サッパリとした飲み心地は大変好評で、数々の賞を受賞しています。桜は、県指定の天然記念物「金谷城山桜」が有名です。そして何と言っても、美都と言えば、美都温泉があります。湯に触れた瞬間に違いがわかる上質の美人湯として有名で、県内は 물론、県外からも数多くの方が入湯されます。

自然豊かな山里の名湯につき、心も体もゆつたり、そしてみてはいかがですか。ストレスも軽くなりますよ。湯につかったあとは、ぜひ「ゆずっ子」をどうぞ。



ゆずっ子

種や雑感

「幸福とは？」



副会長 仲田敏幸

ふと手に取った雑誌に「幸福」について論じてあった。「幸福」とは何か？ 見識の深い先生方が本気で「幸福論」を語っているのだが、「これだ！」と思えるものがないのは「幸福」は百人百様。いろんな形があるからか？ 難しく書いてあるため、私が理解できないのか？

「国語辞典」には、望んでいることがほとんどかなって、しあわせであるさま。心の満ち足りたさま。とあった。うーん。理解できたようなそうでないような。まあ、学者の皆さまも頭をひねるのだから、私ごときに分かるはずなしと思うと気が楽になった。これも幸せと幸せと感ぜれば、幸せなのだ。そういう事にしよう!!

不幸中の幸いなどという言葉もある。怪我して入院。共済で入院費用の心配なし。……これもあてはまるかも。

労金の住宅ローン。我が家での家族団らんの日々がいち早く手に入る。これも幸せ。

幸福の決定打では決していないが、幸せにつながる労協協活動。盛り上げていかなければなるまい!!

部労福協 第36回定期総会



2006年2月23日(木) 14時30分～ 山口県山口市
報告者 益田地区労福協 事務局長 糸 賀 学

労働者福祉西部協議会第三十六回定期総会が「湯のまち」山口市湯田温泉の「ホテルニュータナカ」において中国・四国九県の労福協構成団体から六十余名の参加により盛大に開催されました。

議長に山口県労福協の神徳氏が選出され、加藤西部労福協会長が挨拶をし開会となり

厳しさが続いている。また、昨秋の衆議院選挙で「小泉自民党」が過半数を越す議席を獲得したことにより、今後も小泉政権の強行政治の場が確保され、労働者を取り巻く情勢は更に厳しくなる一方であり、この先、労働者の生活と環境、福祉は極めて深刻な状況に陥ることには必至である。こうした情勢を打破するためには、連合を中心として、労福協・事業団体が相互の連携を強め、福祉分野で云えば、労働福祉事業の基盤強化と事業拡大を図り、「共助」を強化し、現状の生活不安を払拭できる福祉社会を実現させなければならぬ。西部労福協はもとより、各県労福協、そして各地区労福協が地域性を活かした取組を行い、「弱者救済、弱者自立」を含め「共助」の理念の基に労福協活動の中で組織化を目指すことが、今、大変必要である。と挨拶されました。

続いて、来賓の山口県商工労働部審議監(木村 茂春氏)、山口市経済部長(下野 省氏)、中央労福協会長笹森清氏より挨拶をいただき、地元山口県労福協より坂根会長から歓迎の挨拶後、祝電・メッセージが披露されました。

その後、幹事会より二〇〇五年度の活動報告・会計及び会計監査報告、続いて西部労福協と各県労福協さらには事業団体が三位一体となり、現状の生活不安を払拭し将来を託せる「人として夢のある福祉社会の実現」を目指す二〇〇六年度活動方針(案)、予算(案)が提案されました。質疑応答では、提言と云う形で島根県労福協(中国労働金庫)の福岡氏より、中央労福協が二〇〇五年十二月七日に発出した「クレ・サラ(消費者金融)の金利問題を考える連絡会議」の取組に対して、島根県労福協はいち早く対応し、共通認識にたつ諸団体が連携する目的で二月八日に連絡会議を開催し「高金利の引下げを求める県民会議」を発足させ、本日、島根県議会に請願書を提出した。と島根県労福協の活動報告と各県労福協へ「クレ・サラ(消費者金融)の金利問題を考える連絡会議」に対する早急な取組を提言しました。福岡氏の発言の後、活動方針(案)・予算(案)とも全て満場一致で承認されました。

次いで二〇〇六年・二〇〇七年度の役員が提案され、提案通り選任されました。最後にメインスローガンである「21世紀・人とくらし、環境に優しい福祉社会を実現しよう!」を全員で採択し、閉会となりました。

二〇〇六年度の活動方針の骨格は下段の通りです。

①西部ブロックの機能強化
②福祉事業団体の活動を支援する取組み
③勤労者の暮らしにかかるサポート事業の取組み
④二〇〇六年度勤労者福祉向上キャンペーンの取組み
⑤7つの重点政策課題の取組み
1.福祉なんでも相談ネットワークの構築
2.介護サポートと子育て支援の取組み
3.退職者・高齢者との連携・支援の活動
4.中小企業勤労者福祉サービスセンターの充実・強化
5.防災への取組みと「救済ボランティア」の組織づくり
6.地球環境を保護する活動
7.クレ・サラと金利の引き下げ、規制強化等を求める社会運動の展開

⑥教育研修の取組み
⑦中央労福協の諸会議・行事への参加
⑧全国ボランティアフェスティバルへの参画
⑨国際交流活動への参画
⑩スポーツ・文化行事の開催

消費者高金利被害

その根絶に向けて(2)

司法書士リーガルエイドしまね

代表 余村 博樹

最近、新卒の若者と話す機会があった。その若者は、あるタレントの大ファンなのだという。どのような番組に出演しているのかと尋ねたところ、CMにでているのだそうである。そのCMとは「借入は計画的に」という内容だそうである。そこで、そのような業者と取引をしたいかと尋ねたところ「もちろんです」との答えであった。理由を尋ねると、そのタレントさんがCMに出ており、安心だということであった。そのCM画面の利率を覚えていたかと尋ねると、確か28パーセントぐらいだったという。その利率で返済可能かどうかと問うと、「借りたものは返さなくてはならない」との答えであった。

さて、今回は、違法利息請求の仕組み(その1)についてである。皆さんは、ヤミ金という言葉を知っているだろうか。違法な利息を暴力的に取り立てる貸金業者のことであり、社会問題となつて、メディア等で、「ヤミ金逮捕」「ヤミ金

被害で自殺」などの報道がなされた。これらヤミ金が逮捕されたのは、「違法」な利息を取り立てたことが原因であるが、その「違法」反した「法」律とは、「出資法」という法律である。

この法律では、部の例外を除き、年率29・2%を超える利息の契約をした者は、5年以下の懲役に処すると規定されている。従つて、年利二〇〇〇%から五〇〇〇%以上であるヤミ金は、逮捕されるのである。(もっとも、匿名性の極めて高いヤミ金は、実際には逮捕が難しいのだが)。

冒頭で出てきたCMの業者は、28%程度だということであるが、ここでシミュレーションを行つてみよう。例えば「夢のマイホーム」ということになれば、やはり2千万程度は借入が必要であろう。これを28%で借りると、1ヶ月の利息は実に46万6千円をこえる。「利息だけ」である。つまり、これを上回る返済をしなければ、借金は円も減らないのである。具体的には、毎月46万6千円を何十年間支払うたとしても、借金は2千万円のままである。要するに、この

ような業者からの借入によつては、住宅の購入はできないということになる。それでは、一般の方にはどのような利率による借入で住宅を購入しているのだろうか。幅はあるが、およそ2〜4%前後であろう。これであれば、1ヶ月の利息は6万6千円強となり、返済すなわち住宅の購入が可能となる。この6万6千円の利息を先の業者の利率で計算すると、借入金額は二八六万円弱となる。借入元金の差は、ほぼ7倍である。先の業者から三〇〇万円を借り入れれば、1ヶ月の利息は7万円となり、すでに4%で2千万円借り入れたときの利息の額を越えてしまっているのである。

問題は、このような利率(利息)が適法・正常なものであるかどうかである。先の若者は、「約束は守るべき」という態度であり、頼もしくも感じられた。と同時に、その若者の将来と、彼らが担う日本の未来に思いをいたすとき、一抹の不安を感じざるを得なかったのは、筆者だけなのだろうか。

次回、違法利息請求の仕組み(その2)へ続きます。

多重債務社会をつち破ろう

「高金利引き下げをめぐす全国集会」

日時：二〇〇六年三月四日(土)
十三時〜十七時四十分
場所：新體ケルビル(蒲田ホール)
参加費：五七五名

多重債務者の救済活動を展開する弁護士、司法書士、市民団体、労働団体が3月4日、東京に集い、「高金利の引き下げをめざす全国集会」を開催した。

13時に開会し、主催者として「高金利引下げ全国連絡会」代表の宇都宮弁護士から挨拶があった。今年は金利規制の見直しで国会で審議される重要な年である。最高裁では借り手保護の判決が相次いでいる。みなし弁済規定を否定する判決で、利息制限法を守れといっている。しかし、貸金業界は政界へ働きかけて出資法の上限金利の引上げを目論んでいる。署名運動、請願で国会へ私たちの声を届けなければならぬ。

来賓として、民主党の前川参議院議員、社民党の近藤参議院議員、共産党の大門参議院議員、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長の山口弁護士から、それぞれ挨拶があった。

「週刊金曜日」社長・佐高信氏から「金利規制の緩和は日

本社会に何をもちたらずか」と題して講演があった。小泉・竹中改革で進められている規制緩和で規則も緩和され、審判の役割をするところが小さくなっている。民営化は私営化であり、会社は安全の上に利益がくる。何でも民営化していけば安全がなくなる。規制緩和の名で安全緩和が行われている。高金利の問題でも規制がなくなるという、力を結集して阻止しなければならぬ。

14時40分から、最近の判例、地方議会での意見書決議の状況、二〇〇〇万人署名運動について報告があった。

15時からパネルディスカッション「高金利引下げに向けた我々の今後の活動」が新里弁護士をコーディネーターにして行われた。パネラーの関口多恵子氏(日本消費者生活アドバイザー・コンサルタント協会相談室副室長)、柴田武男氏(聖学院大学政治経済学部教授)、宮内豊文氏(静岡司法書士会)、菅井義夫氏(中央労働協事務局局長)、宇都宮健児弁護士から、それぞれ活動の報告と今後の取組みについて発言があった。

16時に集会を終了し、連合の街宣車が先導しデモ行進が行われた。

中央の取組みに呼応し、島根県内での取り組みも急がなければならない。

(報告：労働金庫連 藤 渡)

「ろうきんNPO寄付システム」がスタート

中国労働金庫

私たちの地域を私たちがつくる
「100円からできるボランティア」



※年に1回寄付先の概要を記した報告書が届き、興味のあるNPOへの参加のきっかけにもなります。

高齢者介護や不登校、子育て支援やまちづくり……。自治体や企業だけでは解決できない私たちの抱える様々な課題の解決に取り組むNPOへの期待が高まっています。

ろうきんは日本でただ一つの非営利の福祉金融機関として、NPOを支えることが働く人とその家族、そしてだれもが安心して暮らせる地域社会づくりにつながると考え、金融機能を活用してこの寄付システムを提供させていただくことになりました。

寄付は毎月100円からの口座振替。手数料は不要です。

各県で集まった寄付金は、中国各県で活動するNPOに直接寄付配分される、「助け合い」のろうきんならではの地域循環型寄付システムです。

しまねNPO協働フォーラムに参加

ろうきん展示コーナー設置

しまねNPO活動支援センター主催の「しまねNPO協働フォーラム」が、2月18日(土)に松江市の島根県民会館を会場に開催されました。

実際のNPOの活動を紹介するために会場に設けられた協働広場(ブース・パネル展示コーナー)へはろうきんのコーナーも設置し、参加者へNPO寄付システム、助成金制度、事業サポートローンのPRを行いました。



NPO助成金制度第2次選考会開催

3つの法人を確認!

NPO助成金制度にかかる今年度の募集に際しては、16団体からの応募があり、第1次・第2次選考の結果、次の3団体に助成することとなりました。

- ① NPO法人サイクリストビューヘサイクルスポーツの振興PR事業、道路環境の調査
- ② NPO法人ねお(軽度発達障害児を中心とした居場所づくり事業)
- ③ NPO法人リーガルネットワーク(しまね消費被害の防止・救済活動)

〔選考委員〕

- ☆神門 至 (県労働協)
- ☆田村 祐一 (労働推進委員会)
- ☆北村 悦男 (ろうきん友の会)
- ☆樋口 和広 (NPO活動支援センター)
- ☆遠藤 渡 (労働営業本部)



大田支店

中国労働金庫大田支店では、フレッシューズキャンペーンを展開中です。

体育会系支店長の号令の下、気合!?!を入れて「笑顔・活気あふれる店作り」を合言葉に地域の皆様に愛されるように頑張ります。



「平和とよりよいくらしのために」

島根県生活協同組合連合会 〒690-0017 松江市西津田1-10-40
事務局 電話 0852-27-6284
FAX 0852-27-5742

生協は、安心して毎日を過ごすことのできる地域社会と豊かな未来を求め、様々な活動をしています。

- 災害時応援協定を島根県との間に締結し、緊急時の対応強化に取り組んでいます。

研修会として災害時に生協が果たしてきた役割を確認し、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する基本協定を島根県との間に結ぶことができました。今後マニュアルなどの整備を進め万が一の時の体制強化をします。



- 消費者被害から身を守る活動に取り組んでいます。

消費者基本法の制定、島根県消費生活条例の施行と消費者行政の強化の基礎がかたまりましたが、県民の相談窓口としてもっとも身近な市町村での消費者相談専門窓口配置要望などの内容で、県内全市町村の議会、首長へ陳情を行ないました。今後も広報などを通じ、被害から身を守るための活動をさらに強めていきます。

- 平和・環境・福祉の活動に取り組んでいます。

身近な、できることから一歩ずつを基本に、平和映画会、ピースリレー、戦争の悲惨さを子どもたちに伝える活動、生活の中から環境・福祉を考える学習会などの取り組みをしています。



- 県行政「環境生活総務課」との懇談会を開催しています。

毎年、島根県の消費者政策の担当部署との懇談を行っています。食の安全確保に係る問題や、悪徳商法などの被害が多くなっている現状から、県民への広報のあり方など意見交流しています。

島根県生協連 会員生協

()内は、本部事務所の所在地です。

地域生協(4生協)

- ☐まいにち生活協同組合(斐川町) ☐比津が丘消費生活協同組合(松江市)
- ☐道後消費生活協同組合(隠岐の島町) ☐生活協同組合しまね(松江市)
- 毎日の生活に欠かせない食料品を中心に供給しています。他にも、生活文化事業やサービス事業などを行い、地域に応じた活動を展開しています。

職域生協(1生協)

- ☐島根県学校生活協同組合(松江市)
- カタログ・巡回・指定店供給などで教職員のくらしや健康を支えています。

医療生協(2生協)

- ☐松江保健生活協同組合(松江市) ☐ひかわ医療生活協同組合(斐川町)
- 病院や診療所等をもち、予防や健康相談活動にも力を注いでいます。

共済生協(1生協)

- ☐島根県労働者共済生活協同組合(松江市)
- 各種共済商品組み合わせた生涯総合保障の提供を行うなど、共済事業を行っています。

大学生協(1生協)

- ☐島根大学生生活協同組合(松江市)
- 食堂や店舗、各種サービスを中心に学生・院生と教職員の食生活や勉学を支えています。

組合員自身が最適な保障を選択するための

「生活保障設計運動」を

全労済では取り組んでいます。

「組合員一人ひとりが自分の現状をあらためて認識し、自分にあった保障計画や資金計画の喚起を通じて、組合員自らがライフプラン設計を行えるよう、「組合員の自助努力」について、広くサポートする活動」を総称して、全労済では「生活保障設計運動」と呼んでいます。

主な活動内容

生活保障プランナー講座の展開

全労済では、日頃からの組合員の相談対応されている方々(福利厚生担当者・労組執行部)を対象として、ライフプラン(保障計画・資金計画)の考え方や組合員からの個別相談事例などを通じて、日頃の活動に活かしていただくため、「生活保障プランナー講座」を開催しています。

「生活保障プランナー」とは2004年度にスタートした全労済認定のライセンスで、具体的には、ライフプランや生活保障設計運動を中心とした知識面での修得をすすめ、関連する相談事例等を通じてその知識を知恵にいただき、個別組合員の相談・質問に自信をもって対応・アドバイスいただくことを目指しています。

全国のプランナー修了者は、2005年2月1日現在で4,800名を超えています。

生涯生活保障計画運動

生涯にわたる信頼関係の実現と永続的な事業活用

生活保障計画の運動

生涯設計(保障計画・資金計画)の提案

保障計画運動

保障の最適化と家計支出の軽減

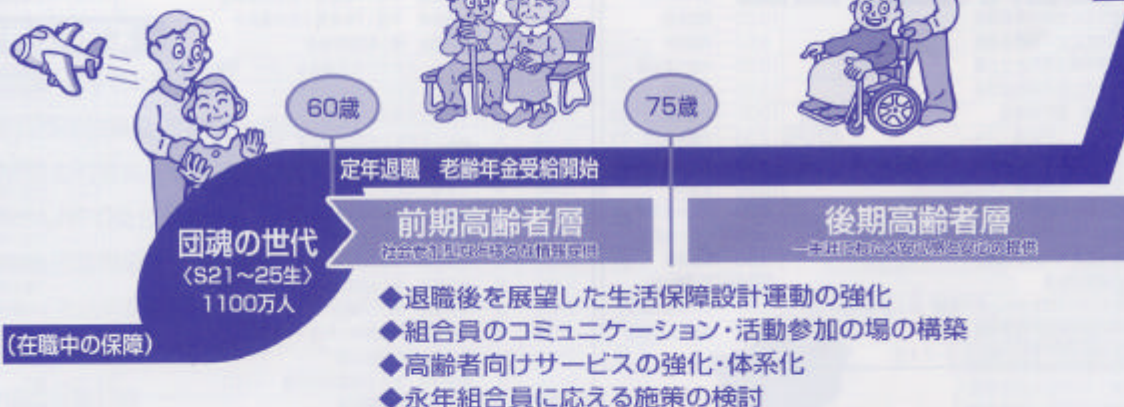
開催等に関する詳しいお問い合わせは、全労済の各地区担当者もしくは支所・共済ショップへお尋ねください。

生活保障設計運動の展開イメージ

生涯生活保障設計運動へ

生涯にわたる安心の実現、組合員の永続利用の実現

- 一生にわたる安心の実現と豊かな暮らしの創造
- 組合員と全労済の生涯にわたる信頼関係の構築
- 組合員の永続的な事業活用





知らなかったでは通用しない社会の大事な仕組み

これからの人生に必要なローン・契約の知識

《ローンの基礎知識1》

ローン、クレジット使用5原則

- 1.ルールを守って正しく利用すること～契約書や規約は大切なことが書いてあります。よく読んでわからないところは確認しましょう。
- 2.使いすぎは破滅への第一歩～自分の収入をよく考えて、見栄をはらず自分サイズの利用をしましょう。
- 3.借金返済のための借金は絶対にしない!～考えるまでも無く、さらに状況を悪くし、多重債務者への道をまっすぐです。
- 4.カードの利用は特に注意して～財布にお金が無くてもサイン一つでショッピング♪でも来月にはまとめて請求がくるよ!
- 5.カードや名義(名前)は貸してはダメ!～あなたの名前はあなたのものです。人に貸しても最後にはあなたのところへ(借金やツケが)返ってきます。



《ローンの基礎知識2》

個人情報ってなに?

あなたが金融機関やクレジット会社のローンやカードを利用すると、その使用した記録「クレジットヒストリー(歴史)」が「あなたの(利用した)個人信用情報」として残されていきます。もしも毎月の支払が少しずつ遅れたりしていると、その(遅れたという)情報が登録されてローンやカードが使えなくなることも…。「少しくらいの遅れならだいじょうぶ」だなんて思わずに。あなたのヒストリー(歴史)は、あなた自身の手で守りましょう。



《契約の基礎知識》

クーリングオフって?

クーリング・オフの意味は「頭を冷やして考える」ということ。キャッチセールス・アポイントメントセールス・電話勧誘・家庭訪問などで契約してしまった場合、一定条件の下であれば、消費者が一時的に契約を解除できるのがクーリングオフ制度です。



2005年度 県労福協事務局活動日誌(報告)

日付	曜日	内容	時間	会場
2006年				
2/01	水	高校生のための消費者講座	9:50~	開成高校
2/03	金	監査引継会議	18:00~	県労働協事務局
2/03	金	第33回平田地区労働協同組合	19:00~	大野屋
2/06	月	第1回地方労働協同組合(〜7日)	14:00~	ホテルラウンド
2/06	月	随時地区労働協同組合	18:00~	ふれあいセンター
2/07	火	高校生のための消費者講座	10:20~	開成高校
2/07	火	高校生のための消費者講座	8:50~	開成高校
2/08	水	貸金業制度改正打合せ会議	10:00~	中国労働会館
2/09	木	高校生のための消費者講座	13:30~	安楽高校
2/10	金	労働会館 臨時理事会	10:30~	労働会館201号室
2/10	金	県労働協 3校会議	12:30~	労働会館201号室
2/10	金	しまね・さわやか生涯福祉センター運営委員会	14:30~	労働会館201号室
2/10	金	全労済との連絡会議	18:00~	全労済
2/15	水	高校生のための消費者講座	9:00~	浜田水産高校
2/15	水	高金利の引下げを求める県民会議 第1回事務局会議	10:00~	労働会館4階
2/16	木	高校生のための消費者講座	13:30~	安楽高校
2/16	木	連合議員会議	18:00~	県議会議事堂
2/16	木	高金利の引下げを求める県民会議 第2回事務局会議	16:45~	県労働協事務局
2/22	水	西部地区労働協同組合会議	13:00~	西部地区労働協
2/23	木	西部労働協第3回定期総会(〜24日)	14:30~	山口

2005年度 県労福協事務局活動日誌(おもな予定)

日付	曜日	内容	時間	会場
2006年				
3/02	木	中国ろうきんNPO助成金制度選考委員会	12:00~	中国労働会館
3/08	水	高金利の引下げを求める県民会議 第3回事務局会議	16:00~	労働会館4階
3/11	土	しまね・さわやか生涯福祉センター 第5回運営委員会	14:30~	連合労働事務局
3/17	金	県労働協 研修会議	9:30~	労働会館4階
3/24	金	労働会館 平成17年度第2回定例理事会	10:00~	労働会館203号室
3/24	金	労働会館 平成17年度第3回評議員会	11:00~	労働会館203号室
3/24	金	県労働協 第142回幹事会	13:00~	労働会館203号室
3/24	金	しまね・さわやか生涯福祉センター 理事会	15:00~	労働会館203号室
3/24	金	しまね・さわやか生涯福祉センター 評議員会	16:00~	労働会館203号室
3/25	土	平田地区労働協同組合レセプション	17:00~	ホテルほくえい
3/28	火	2005年度第3回中国労働会館・中国ブロック労働協同組合	13:00~	ホテルグランヴィア
4/17	月	県労働協 平成17年度会計監査	10:00~	労働会館4階
5/25	木	しまね・さわやか生涯福祉センター 理事会	15:00~	労働会館201号室
5/25	木	しまね・さわやか生涯福祉センター 評議員会	16:00~	労働会館201号室
5/26	金	労働会館 平成18年度第1回定例理事会	10:00~	労働会館201号室
5/26	金	労働会館 平成18年度第1回評議員会	11:00~	労働会館201号室
5/26	金	県労働協 第143回幹事会	12:00~	労働会館201号室
5/26	金	県労働協 第35回総会	13:30~	労働会館401号室
6/08	木	中央労働協 全国研究集会(〜9日)	13:00~	札幌
7/13	木	第3回地方労働協同組合	14:00~	京都
9/14	木	事業団体・地方労働協同組合会議(〜14日)	14:00~	東京
11/16	木	第3回地方労働協同組合	15:00~	東京
11/17	金	加盟団体代表者会議	13:30~	東京